

D. 質問と回答集

No.	分類	意見・質問事項	対応等	参照No.
576	モデル開発の目的	このVFM簡易シミュレーションは、公共がどの段階で使うことを想定しているのか。本当に事業をやることを前提にした場合は、アドバイザーを雇ってVFMをはじくことになると思うが。	そもそも、初期段階でPFIとしてなじむのか、なじまないのかの判断に資するために作成したものです。リスクの定量化の作業を含め、より確度のあるVFM計算はこの次の段階で行うものと考えています。	
577	モデル開発の目的	昨年度の第1次シミュレーションの調査時にもコメントしたが、本シミュレーションがどのような位置づけで、どのように活用されるのか不明である。	そもそも、初期段階でPFIとしてなじむのか、なじまないのかの判断に資するために作成したものです。リスクの定量化の作業を含め、より確度のあるVFM計算はこの次の段階で行うものと考えています。	
578	本報告書の目的	そもそも何を目的として、この本を作られたのか。PFIは、個別各論の特性が強い。数字だけを追い求めているが、シミュレーションで何を示したいと思っているのか。数字を出すことに意味があるのか。国土交通省の立場として個別事業ごとに違うという留意事項をいくら重ねても、シミュレーションが出ると、方法論、数字が一人歩きをすることになり、自治体サイドとしては困ってしまう。この資料を作った目的をもっと強く打ち出す必要があるのではないかと。その上で、今回は前提をどのように置いたという話がようやく出てくる。前提の置き方についても、今回はどのように置いたということよりも、各前提の置き方の論点はどこにあるのかということとくどくどに書くべきである。内閣府のガイドラインにしても、あのような形で出されてしまうと自治体が事業を行う際にそれと違うことを使用すると、そのすべてについて何がどのようになぜ違うのかといったことを整理する必要があった。今回、同じようなことになるのは困る。	本書においては、第2次検討として選定した検討事業について、一定の仮定条件を設けて、VFMの試算を実施し、PFIとして馴染むか否かの一時的な調査を行うこと、及び国土交通省所管事業としたVFMに関する情報公開と意見募集を通じての官民対話の促進を図ることを目的としたものです。前提条件の設定に関して、簡易モデルとしたことによる誤解が生じないように記述を補足しております。	
579	本報告書の取扱い	意見聴取結果について各局へはフィードバックされているのか。また、どれだけ各局に浸透し、実際のプロジェクト実施に当たり前提となるのか。省内での資料の取扱いについてお伺いしたい。	意見聴取結果は、各局へフィードバックしております。実際の事業化に当たっては、頂きましたご意見を参考に検討をさせていただきます。	
580	対象事業	今回対象とした個別事業には、モデルはあるのか。	必ずしもモデルがあるわけではありません。国土交通省としてPFIに馴染むと考えている事業もありますが、馴染むかどうか分からないため、民間事業者に情報を公開し民間事業者の反応を聞いた上で国土交通省として当該事業がPFIに馴染むのか馴染まないのかを判断したいと考えております。	
581	具体的な算定方法	独立採算事業部分の減価償却はどのようにしているか。	独立採算事業部分については、減価償却相当額を事業期間中にわたり、費用として計上しております。	
582	事業期間	事業によって事業期間もさまざまだが、これはどのようにして決まったのか。	事業期間の設定に当たっては、事業としての合理的な投資回収期間を考慮すべきであり、施設の減価償却期間が第一のメルクマールであると考えております。その他、事業環境の変動可能性(安定性)、事業の政策的ライフサイクル、資金調達の可能性等を総合的に検討し、設定いたしました。なお、実際の事業においては、個別事業に即して、よりきめ細かい検討を行うことが必要です。	
583	感度分析	リスクや料金収入について高中低と設定し感度分析をしているが、その目安はどのようにしたのか。	本件におけるリスクの評価及び収入の設定はあくまで例示である旨を補足しております。	
584	リスク分担	土木工事の場合、施工条件がそれぞれの工事で異なること、また、リスク顕在時のインパクトが大きいことから、リスクの分担を発生確率と習熟度で判断してよいものでしょうか。 ex) 第三者賠償リスク 「施工に伴い、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水等により第三者に損害を与えた場合」リスクを民間が負担する条件となっています。その理由として、「民間事業者の習熟度が高く発生確率は低いこと」とのことです。発生確率が低いからといって、発生した場合のインパクトを無視して習熟度を理由に民間側にリスクを負わせてよいものでしょうか。	公共工事標準請負契約約款第28条では「工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害をおよぼしたとき」の損害は原則として発注者が負担することになっています。実際の事業化に当たっては、民間事業者のリスク負担が過大とならないよう、PFIを導入する事業の内容に応じて、事業主体と事業者の間で、意見聴取等を通してリスク分担についての調整が行われるものと考えております。	
585	契約方法	PFI事業は20年前後に亘って、サービス内容を変更しない固定的な契約と理解しているが、先行している欧米においても、長期の社会情勢や住民の変化に就いて対応できない問題が発生しているのではなかろうか。しかし、短期契約ではPFIとして難しい問題もあると思われる。また、途中での契約内容の変更はさらに別の問題を生じると思われる。適当な柔軟性のある契約は考えられないだろうか。	実際のPFI先行案件においては、サービス内容等が変更した場合の対処の仕方について、事業契約において規定し、長期契約の硬直性を回避しているケースもあります。	